

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日)  
(當日が休日は、その翌日)

鳥取県規則第二十九号

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県規則第二十九号

(當日が休日は、その翌日)

第二十七条第一項ただし書中「他の地方公共団体その他公共団体若しくは教育若しくは社会事業を営む団体に譲渡する場合又は公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二十四条第一項の規定による用途の廃止により入居者に譲渡する場合若しくは同条第三項の規定による用途の廃止により入居者に譲渡する」を「次の各号に掲げる」に、「五年」を「当該各号に掲げる期間」に改め、同項に次の各号を加える。

一 他の地方公共団体その他公共団体又は教育若しくは社会事業を営む団体に譲渡する場合 五年

◆規則  
示鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則  
鳥取県立福原荘の使用料の徴収事務の委託  
生活保護法による医療機関の指定  
豚等の移入の禁止

## 目次

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良法による換地計画の適否の決定（三件）

県道の路線の認定

開発行為に関する工事の完了

基本測量の終了

## 規則

### 附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の鳥取県公有財産事務取扱規則の規定により延納の特約をしている普通財産の売払代金又は交換差金については、なお従前の例による。

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年五月十八日

## 告 示

## 鳥取県告示第四百九十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、鳥取県立福原荘の使用料の徴収事務を社会福祉法人米子福祉会に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年五月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第五百号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十一年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年五月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十七年五月十九日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
鳥取県立福原荘	鳥取市西町一丁目二〇六
昭和五十七年四月二十三日	

## 鳥取県告示第四百九十九号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）

第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十七年五月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

岐阜県関市の区域

昭和五十七年三月二十五日付けて赤崎町から申請のあつた土地改良（尾張地区暗きよ排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年五月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十七年五月十九日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

昭和57年5月18日 火曜日

## 鳥取県公報

四 赤崎町役場  
異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第五百一号

昭和五十七年三月十五日付けで倉吉市から申請のあつた天神野地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年五月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年五月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第五百二号

昭和五十七年三月十六日付けで閔金町から申請のあつた山守地区第三工区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年五月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年五月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

閔金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第五百三号

昭和五十七年三月十六日付けで閔金町から申請のあつた堀（福原）地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭

昭和57年5月18日 火曜日

## 鳥取県公報

和二十四年法律第百九十五号) 第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年五月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十七年五月十九日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

関金町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第五百四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年五月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第五百五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十七年五月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

番号	整理 路 線 名	起 点		重要な経過地
		終	点	
254	倉吉東郷自転車道線	倉吉市		
		東伯郡東郷町		
		"	東伯郡北条町	
			羽合町	

## 鳥取県告示第五百六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

5 昭和57年5月18日 火曜日

## 鳥 取 県 公 報

昭和五十七年五月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年八月十九日 鳥取県指令受都計第二百三十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市陰田町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東福原三六

米子市農業協同組合  
組合長理事 渡邊信市